



魚がのぼりやすくするための事業実施にあたっての 許可工作物の当面の取扱いについて（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成 6 年 8 月10日

各土木事務所長 殿

受 河 号 外
平成 6 年 8 月10日

河 川 課 長

魚がのぼりやすくするための事業実施にあたっての
許可工作物の当面の取扱いについて（通知）

平成 6 年 7 月25日付事務連絡で、建設省河川局から別添写しのとおり通知がありましたので、御了知ください。

写

事 務 連 絡
平成 6 年 7 月25日

各地方建設局河川部河川計画課長 殿
都道府県土木部河川及び砂防担当課長 殿
北海道開発局河川計画課長補佐 殿
沖縄総合事務局河川課長 殿

建設省河川局治水課	課長補佐	北村	匡
都市河川室	課長補佐	江橋	英
開発課	課長補佐	稲田	修一
防災課	課長補佐	関沢	元治
砂防課	課長補佐	酒谷	幸彦

魚がのぼりやすくするための事業実施にあたっての 許可工作物の当面の取扱いについて

許可工作物の魚道の新設及び改築については、当面、以下のとおり取り扱われたい。

- 1 魚が遡上しやすくするための工事は、河川の流水が果たす水生生物の生存繁殖という河川に関する公利を増進させるものであることから、堰等の許可工作物に係る魚道の新設又は改築については河川工事として実施できるものとする。
- 2 許可工作物に魚道がないため、河川管理上支障があると認めるものについては、許可工作物管理者と協議の上、河川管理者が魚道を新設することができるものとする。この場合、新設した魚道部分については、河川管理施設とし、既存の許可工作物と構造及び機能が兼用される場合には、許可工作物管理者と協議し、河川法第17条に基づく兼用工作物とするものとする。
- 3 許可工作物に既に設置されている魚道のうち、河川管理上の支障が認められるものについては、許可工作物管理者の同意を得て、河川管理施設とした上で、所要の改善を行うことができるものとする。
- 4 許可工作物の管理者が自主的に魚道を新設又は改築する場合（当該許可工作物の全面的改築に伴い、魚道を設置する場合を含む。）は、河川法第26条及び砂防法第4条第1項に基づく都道府県の規則に基づき措置するものとする。
また、許可工作物の管理者が当該許可工作物を全面的に改築する場合において、魚道の設置が必要と考えられるものについて、魚道の設置が含まれていないときは、魚道の設置を指導するものとする。
- 5 上記2、3により、河川管理者施設又は砂防設備とする場合においては、当分の間、個々の施設の管理について、あらかじめ関係課と相談すること。
- 6 許可工作物について魚道の新設又は改築を行う場合は、許可工作物に係る従前の取水への影響に十分配慮すること。